

# 許 可 書

株式会社 SOSレッカー・レンタカー

令和4年12月28日付けで申請のあった貸渡人を自動車の使用者として行う  
自家用自動車の貸渡し（レンタカー）は、下記のとおり許可する。

## 記

### 1. 許可に付する条件

別紙のとおり

令和5年1月20日

九州運輸局 福岡運輸支局長 久世 和彦

